

令和4年12月7日

日本関税協会門司支部 御中

門司税関業務部
統括審査官（通関総括第2部門担当）
永森 恵子

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税について

平素より税関行政に対し、御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

溶融亜鉛めっき鉄線に対しては、「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和4年政令第372号）」の公布に伴い、令和4年12月8日から令和9年12月7日までの間、不当廉売関税が課されることとなりましたので、貴会会員に対して周知方、お願いいたします。

添付物

- ・溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税について

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税について

「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和4年政令第372号）の公布に伴い、令和4年12月8日から令和9年12月7日までの間、下記対象貨物に対する不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第7217.20号及び7229.90号に掲げる物品のうち溶融亜鉛めっき鉄線
（「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」第1条第1項第1号に掲げるもの）

2 対象国

大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもの

3 不当廉売関税率等

貨物の原産地	不当廉売関税率	NACCS用コード
大韓民国	24.5%	S011001
大韓民国(政令で定められた生産者により生産されたもの)	9.8%	S011002
中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)	41.7%	S011003
中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く) (政令で定められた生産者により生産されたもの)	26.5%	S011004

・システムを利用して行う輸入(納税)申告の際は、「内国消費税等種別コード」欄にNACCS用コードを入力願います。

4 適用期間

令和4年12月8日から令和9年12月7日までに輸入されるもの

5 その他

大韓民国及び中華人民共和国以外の国を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線を輸入する場合は、当該国の原産であることを証明した書類を提出願います。

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官(通関総括第2部門担当)

TEL 050-3530-8401